

宮前区東有馬地区地域密着型サービス（令和6年度開設予定）設置運営法人の選定結果について

1 設置運営法人として選定された団体の主な提案内容

対象施設：宮前区東有馬地区地域密着型サービス（令和6年度開設予定）

所在地：宮前区東有馬5丁目14番21（有馬保育園跡地）

提案事業：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護（共生型障害福祉サービスを含む）、認知症対応型共同生活介護（3ユニット）、地域交流スペース、居宅介護支援、訪問看護、訪問入浴

開設年度：令和7年3月開設（予定）

2 設置運営法人の概要

名称：社会福祉法人 秀峰会

所在地：横浜市旭区下川井町360番地

主な業務内容：社会福祉事業

3 選定の経緯

令和4年 4月 募集開始

令和4年 6月 募集締切

令和4年 8月 川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会高齢者施設整備選定部会にて設置運営法人の調査審議を行った。

4 応募状況

応募法人：5法人（応募受付順）

社会福祉法人 秀峰会	理事長	櫻井 大
セントケア神奈川 株式会社	代表取締役	平 高広
キャレオス 株式会社	代表取締役	藤井 克樹
社会福祉法人 奉優会	理事長	香取 眞恵子
社会福祉法人 美生会	理事長	中島 秀彦

5 川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会委員

- ・大原 一興（横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授）
- ・峯尾 武巳（特定非営利活動法人介護の会まつなみ 理事長）
- ・鈴木 恵子（NPO法人すずの会 代表）
- ・堀越 ひろみ（長寿社会文化協会第三者評価事業部 調査評価員）
- ・新井 努（新井公認会計士事務所 公認会計士）

6 選定理由

川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会高齢者施設整備選定部会において、社会福祉法人 秀峰会は、選定の条件である基準点を超え、審議の結果、設置運営法人にふさわしいと判断されたため。

7 審査結果 5 法人

(書類審査と面接審査の合計点における基準点 810点)

評価項目		秀峰会	セント ケア神 奈川	キャレ オス	奉優会	美生会
書 類 審 査	基本方針が適切であること	36	32	32	34	32
	事業計画が適切であること	71	62	64	72	66
	健康管理・衛生管理について、十分な配慮がなされていること	30	30	31	30	30
	危機管理・安全管理が適切であること	32	32	30	32	32
	平等利用の確保について、十分な配慮がなされていること	15	15	15	15	15
	利用者意見の反映が適切であること	30	30	30	30	30
	上乘せ提案の内容が効果的であること	33	31	29	27	31
	施設の平面計画、設備環境が適切であること	32	33	34	34	32
	収支計画が適切であること	71	63	59	71	64
	経費縮減策が適切であること	19	16	16	17	17
	利用者負担が適切であること	18	15	13	18	18
	業務改善に向けた取組が適切であること	17	16	16	18	17
	職員体制等の考え方が適切であること	79	70	73	70	74
	団体の運営状況が安定していること	61	53	51	58	56
	事業実績が適切であること	20	18	18	19	19
	情報公開が十分になされていること	17	17	17	17	17
	個人情報保護について、十分な認識を持っていること	15	15	15	15	15
	コンプライアンスについて、十分な認識を持っていること	16	16	16	16	16
	地域における公共的な施設としての取組が適切であること	38	34	26	34	38
	サービス内容(看護小規模多機能型居宅介護、共生型サービスの実施)	50	25	50	50	25
サービス内容(認知症対応型共同生活介護のユニット数)	25	0	25	25	25	
小 計		725	623	660	702	669
面 接 審 査	応募の動機が認められること	42	32	34	30	38
	積極的な姿勢や意欲が感じられること	42	32	34	34	36
	入居者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うことが感じられること	58	49	47	50	54
	職場環境向上の取組が適切であること	38	32	34	30	32
	地域住民や福祉人材等との連携(地域還元を含む)に対する考え方が適切であること	99	84	85	88	90
	提出書類から得られた内容を踏まえ、面接審査で的確な提案を行っていること	36	32	34	36	36
小 計		315	261	268	268	286
得 点 合 計		1040	884	928	970	955

※書類審査及び面接審査の結果を総合的に評価し、点数が最も高い者を設置運営法人として選定する。また、2番目に点数が高い者を次点とし、第一順位の者が設置運営法人としての資格を取り消された場合、第二順位の者と本市で設置運営法人として整備を進めるか協議を行う。

(事務担当：健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL044-200-0454)